省令

○総務省令第五十二号

統計法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百六十二号）の施行に伴い、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、全国物価統計調査規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

総務大臣　川端　達夫

全国物価統計調査規則を廃止する省令

全国物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第三十三号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による廃止前の全国物価統計調査規則第十七条の規定に基づく調査票、調査票の内容が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条において同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表全国物価統計調査規則（昭和五十七年総理府令第三十三号）の項を削る。

○総務省・法務省令第一号

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の三十一並びに出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第六条第三項及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）第二十一条第二項の規定に基づき、住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

総務大臣　川端　達夫

法務大臣　滝　実

住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令

（住民基本台帳法施行令第三十条の三十一に規定する通知の方法）

第一条　住民基本台帳法施行令第三十条の三十一に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　法務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）の操作により電気通信回線を通じて法務大臣が市町村長（特別区にあっては、区長。次条において同じ。）に使用させる電子計算機に送信する方法

二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条において同じ。）又は書面を送付する方法（電気通信回線の故障その他の事由により前号の方法によることができない場合に限る。）

2　前項第一号に規定する電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び法務大臣が定める。

（出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法）

第二条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第二十一条第二項に規定する総務省令・法務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一　法務大臣が市町村長に使用させる電子計算機の操作により電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する方法

二　電磁的記録媒体又は書面を送付する方法（電気通信回線の故障その他の事由により前号の方法によることができない場合に限る。）

2　前項第一号に規定する電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、総務大臣及び法務大臣が定める。

附　則

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

○総務省・経済産業省令第二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

総務大臣　川端　達夫

経済産業大臣　枝野　幸男

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令（平成十八年総務省・経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「（平成五年十一月一日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。）」を削り、本則第二号中「、第二号、第四号」を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年六月十七日から施行する。

○法務省令第二十五号

出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第二条並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令（平成二十三年政令第四百二十号）第二条第二項及び第三条並びに出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）第十八条及び第二十五条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行令第二条等に規定する伝達の方法等を定める省令を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

法務大臣　滝　実